

防火設備定期検査業務基準 新旧対照表及び差し換え資料について

一般財団法人 日本建築防災協会

平成30年建築基準法改正に伴い、防火設備定期検査業務基準の本文中の一部項目に変更が出ましたので新旧対照表を取り入れてください。

また、第7編「防火設備定期検査に係る関係法令」が一部改定されたため、267頁以降を本資料に差し換えをお願いします。

## 防火設備定期検査業務基準 新旧対照表

一般財団法人 日本建築防災協会

●平成 30 年建築基準法改正に伴う条項にズレが生じましたが、調査項目等に影響はありません。

下線は修正部分

| 頁   | 行         | 新 (2019 年 6 月 25 日以降)  | 旧   |
|-----|-----------|--|---|
| 30  | (17) 検査事項 | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定<br>による区画に限る。) の形成の状況 | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況 |
| 31  | (27) 検査事項 | 防火区画 (令第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況   | 防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況   |
| 32  | (23) 検査事項 | 防火区画 (令第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況   | 防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況   |
| 33  | (26) 検査事項 | 防火区画 (令第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況   | 防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況   |
| 104 | 枠内 2 か所   | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定<br>による区画に限る。) の形成の状況 | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況 |
| 106 | 枠内        | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定<br>による区画に限る。) の形成の状況 | 防火区画 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号、以下「令」という。)<br>第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況 |
| 127 | 枠内解説 3 行目 | 令第 112 条第 18 項   | 令第 112 条第 14 項  |
| 129 | 下から 4 行目  | 昭 48 年建告第 1829 号   | 昭 45 年建告第 1829 号  |
| 130 | 下から 4 行目  | 昭 48 年建告第 1829 号   | 昭 45 年建告第 1829 号  |
| 156 | 枠内 2 か所   | 防火区画 (令第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況   | 防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況   |
| 158 | 枠内        | 防火区画 (令第 112 条第 10 項から第 12 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況   | 防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況   |
| 158 | 下から 3 行目  | 令第 112 条 (防火区画)  | 令第 112 条第 9 項 (防火区画)  |
| 173 | 枠内解説 4 行目 | 令第 112 条第 18 項   | 令第 112 条第 14 項  |

| 頁       | 行        | 新（2019年6月25日以降）                            | 旧                                 |
|---------|----------|--|-----------------------------------|
| 179     | 本文上から5行目 | 令第112条第18項                                 | 令第112条第14項                        |
| 201     | 枠内2か所    | 防火区画（令第112条第10項から第12項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 防火区画（令第112条第9項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| 203     | 枠内       | 防火区画（令第112条第10項から第12項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 防火区画（令第112条第9項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| 260     | 枠内       | 防火区画（令第112条第10項から第12項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 防火区画（令第112条第9項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| 261     | 枠内       | 防火区画（令第112条第10項から第12項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 防火区画（令第112条第9項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| 264     | 枠内       | 防火区画（令第112条第10項から第12項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 防火区画（令第112条第9項の規定による区画に限る。）の形成の状況 |
| 267～289 | 第7編      | 別添冊子に差し換え（p267～p292）                       | 旧第7編（p267～p289）                   |

## 第7編 防火設備定期検査に係る関係法令

### 1. 建築基準法関係

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）（最終改正 平成30年6月27日）

#### （用語の定義）

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ （略）

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

#### （維持保全）

**第八条** 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

#### （報告、検査等）

**第十二条** 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」とい

う。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。
  - 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
  - 二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
  - 三 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関
- 6 特定行政庁又は建築主事にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 7 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第一項及び第三項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない。
- 9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳（同項の国土交通省令で定める書類を含む。）の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**（建築物調査員資格者証）**

**第十二条の二** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

- 一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
  - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。
- 一 未成年者
  - 二 成年被後見人又は被保佐人
  - 三 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 四 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者
- 3 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。
- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
  - 二 前項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
  - 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。
- 4 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**（建築設備等検査員資格者証）**

**第十二条の三** 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

- 2 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。
  - 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
  - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 4 前条第二項から第四項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と、同条第三項第三号中「調査等」とあるのは「次条第二項に規定する検査等」と読み替えるものとする。

**（報告、検査等）**

**第十五条の二** 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第六十八条の十第一項の型式適合認定、第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定若しくは第六十八条の二十六の特殊構造方法等認定（以下、この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （防火地域及び準防火地域内の建築物）

**第六十一条** 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ二メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

#### （罰則）

**第一百一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第二号に係る部分に限り、第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

以下 略

**第一百五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑をその人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 第九十八条（前号に係る部分を除く。）、第九十九条第一項第一号から第七号まで、第八号及び第九

号（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第十二号（第七十七条の二十五第一項に係る部分に限る。）、第十三号、第十四号並びに第十五号及び第十六号（特殊建築物等に係る部分を除く。）並びに第二項（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第一百一条並びに第一百三号 各本条の罰金刑

**第一百六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の二第三項（第十二条の三第四項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 以下 略

○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）（最終改正 令和元年6月19日）

### 第三節の六 勧告等の対象となる建築物

**第十四条の二** 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

**第十六条** 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物
  - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの
  - 三 法別表第一（い）欄（二）項又は（四）項に掲げる用途に供する建築物
  - 四 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 2 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。
  - 3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
    - 一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
    - 二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

#### （防火戸その他の防火設備）

**第一百九条** 法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第一百条から第一百条の五までにおいて同じ。）及び法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーそ

の他火炎を遮る設備とする。

## 2 (略)

### (遮炎性能に関する技術的基準)

**第百九条の二** 法第二条第九号の二の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

### (防火区画)

**第百十二条** 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十三項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める 時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

間仕切壁（耐力壁に限る。） 一時間 外壁（耐力壁に限る。） 一時間

柱 一時間 床 一時間 はり 一時間

二 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を 除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分 を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す 原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

3 法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十

条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（前項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限り、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

- 一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第百十四条第三項において同じ。）である階
  - 二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- 4 法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
- 5 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。
- 一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
  - 二 第一項第二号に掲げる建築物の部分
- 6 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。
- 7 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次

項及び第十三項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

- 8 第六項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。
- 9 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第六項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。
- 10 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分(長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。)については、当該堅穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十二項において同じ。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。
  - 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
  - 二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分
- 11 三階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。)の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(前項に規定する建築物を除く。)の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅穴部分については、当該防火設備に代えて、十分間防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第十八項において同じ。)で区画することができる。
- 12 三階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(第十項に規定する建築物を除く。)の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他

これらに類するものを除く。)で区画しなければならない。

- 13 堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分(いずれも第一項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。)が次に掲げる基準に適合する場合には、これらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなして、前三項の規定を適用する。
  - 一 当該堅穴部分及び他の堅穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。
  - 二 当該堅穴部分と当該他の堅穴部分とが用途上区画することができないものであること。
- 14 第十一項及び第十二項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの堅穴部分については、適用しない。
- 15 第一項若しくは第三項から第五項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第三項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)若しくは特定防火設備、第六項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は第十項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。
- 16 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。
- 17 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
- 18 第一項、第三項、第四項、第九項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第六項、第九項、第十項又は第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。
  - 一 第一項本文、第三項若しくは第四項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第六項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
    - イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。
    - ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。
    - ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものであつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
    - ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。
  - 二 第一項第二号、第九項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第九項、第十項若しくは第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定による区画に用いる戸

次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

19 給水管、配電管その他の管が第一項、第三項から第五項まで若しくは第十七項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第六項若しくは第九項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第十項本文若しくは第十五項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

20 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通す 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

#### （建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

#### 第百十四条

1～4 （略）

5 第百十二条第十九項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第二項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第二十項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

#### （避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに前条（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土

交通大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」という。)で火災が発生した場合においても、当該階に存する者(当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」という。)のすべてが当該階から直通階段(避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあつては地上。以下この条において同じ。)の一までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

- 3 第一項の「階避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。
- 一 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者(当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下この号において「在室者」という。)のすべてが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。
    - イ 当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分(以下この号において「当該居室等」という。)の床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間(単位 分)
    - ロ 当該居室等の用途及び当該居室等の各部分から当該居室の出口(当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下この号において同じ。)の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間(単位 分)
    - ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口(当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。)の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間(単位 分)
  - 二 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
  - 三 当該階の各居室について第一号の規定によって計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。
  - 四 当該階の各火災室ごとに、階に存する者のすべてが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。
    - イ 当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分(以下この号において「当該階の各室等」という。)の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要する時間(単位 分)
    - ロ 当該階の各室等の用途及び当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達するまでに要する歩行時間(単位 分)
    - ハ 当該階の各室等の用途及び床面積並びに当該階の各室等の出口(直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。)の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階から直通階段に通ずる出口を通過するために要する時間(単位 分)
  - 五 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及

び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

六 当該階の各火災室について第四号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を越えないことを確かめること。

#### (避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

**第二百二十九条の二** 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第十二条第六項、第十項から第十二項まで及び第十七項、第一百九条、第一百二十条、第一百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第一百二十四条第一項、第二百五条第一項及び第三項、第一百二十六条の二、第一百二十六条の三並びに第一百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第一百二十三条第一項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とする。

3 第一項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」という。）の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

4 第一項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 各階が、前条第二項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第一項の階避難安全検証法により確かめること。

二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該建築物の各室の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在館者が避難を開始するまでに要する時間（単位 分）

ロ 当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各室の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間（単位 分）

ハ 当該建築物の各室の用途及び床面積並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物から地上に通ずる出口を通過するために要する時間（単位 分）

三 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

四 当該建築物の各階における各火災室について、第二号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を越えないことを確かめること。

○建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）（抄）（最終改正 令和元年 6 月 25 日）

（建築設備等の定期報告）

**第六条** 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第十二条第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第十二条第三項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣が定めるところによるものとする。

3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書及び検査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

**第六条の二** 法第十二条第四項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣が定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（建築物調査員資格者証等の種類）

**第六条の五** 法第十二条第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

2 法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

（建築物等の種類等）

第六条の六 建築物調査員が法第十二条第一項の調査及び同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二条第三項の検査及び同条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の（い）欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において「建築物調査員資格者証等」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第一号（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習は、同表の（い）欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる講習とする。

|     | （い）            | （ろ）   | （は）   |
|-----|----------------|---|---|
|     | 建築物調査員資格者証等の種類 | 建築物、建築設備等及び昇降機等の種類  | 講習  |
| （一） | 特定建築物調査員資格者証   | 特定建築物   | 特定建築物調査員（特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）として必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、次条、第六条の八及び第六条の十において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定建築物調査員講習」という。）とする。 |
| （二） | 建築設備検査員資格者証    | 建築設備（昇降機を除く。以下この表において同じ。）及び防火設備（建築設備についての法第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（以下この表において「検査等」という。）と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。） | 建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「建築設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、第六条の十一並びに第六条の十二において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査員講習」という。）  |
| （三） | 防火設備検査員資格者証    | 防火設備（（二）項の（ろ）欄に規定する国  | 防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「防火設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、  |

|     |             |                           |  |
|-----|-------------|---------------------------|--|
|     |             | 土交通大臣が定めたものを除く。）          | 第六条の十三並びに第六条の十四において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録防火設備検査員講習」という。）   |
| (四) | 昇降機等検査員資格者証 | 昇降機（観光用エレベーター等を含む。）及び遊戯施設 | 昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者（以下「昇降機等検査員」という。）として必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、第六条の十五並びに第六条の十六において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機等検査員講習」という。） |

(準用)

**第六条の十四** 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の（三）項の（は）欄の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関（登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十三並びに第六条の十四において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九」と、第三条の二十六第一項第三号及び第四項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十三」と、同条第一号中「次条第四号の表の上覧」とあり、第六条の九第五号中「前号の表の上覧」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の上覧」とあるのは「第六条の十四の表の中欄」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の上欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了考査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の四様式」と読み替えるものとする。

| 講習区分 | 科目             | 時間  |
|------|----------------|-----|
| 学科講習 | 防火設備定期検査制度総論   | 一時間 |
|      | 建築学概論          | 二時間 |
|      | 防火設備に関する建築基準法令 | 一時間 |

|      |              |     |
|------|--------------|-----|
|      | 防火設備に関する維持保全 | 一時間 |
|      | 防火設備概論       | 三時間 |
|      | 防火設備定期検査業務基準 | 二時間 |
| 実技講習 | 防火設備検査方法     | 三時間 |

(防火設備検査員資格者証の交付の申請)

**第六条の二十四** 法第十二条の三第三項の規定によつて防火設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十四様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

**第六条の二十五** 第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |               |  |
|-------------------|---------------|--|
| 第六条の十七第二項         | 前項            | 第六条の二十四                                      |
| 第六条の十七第二項第三号      | 第六条の九第十二号     | 第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号                 |
| 第六条の十七第二項第三号及び第三項 | 法第十二条の二第一項第二号 | 法第十二条の三第三項第二号                                |
| 第六条の十七第三項         | 第一項           | 第六条の二十四                                      |
| 第六条の十八            | 建築物の          | 防火設備の  |
|                   | 調査等           | 検査等  |
| 第六条の十九            | 第六条の十七        | 第六条の二十四並びに第六条の二十五において読み替えて準用する第六条の十七第二項及び第三項 |
|                   | 別記第三十七号の七様式   | 別記第三十七号の十五様式                                 |
| 第六条の二十第一項         | 別記第三十七号の八様式   | 別記第三十七号の十六様式                                 |
| 第六条の二十一第一項        | 法第十二条の二第三項    | 法第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項            |
|                   | 別記第三十七号の九様式   | 別記第三十七号の十七様式                                 |

○昭和 48 年建設省告示第 2563 号（最終改正 令和元年 6 月 21 日）

**防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件**

建築基準法施行令第一百二十二条第十四項第一号、第二百二十九条の十三の二及び第三百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十二条第十八項第一号に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。
  - イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。
    - (1) 面積が三平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの(以下「常時閉鎖式防火戸」という。)であること。
    - (2) 面積が三平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後二十秒以内に閉鎖するものであること。
  - ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。
    - (1) 当該防火設備の質量(単位 キログラム)に当該防火設備の閉鎖時の速度(単位 メートル毎秒)の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。
    - (2) 当該防火設備の質量が十五キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであつてその閉鎖する力が百五十ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が五センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。)にあつては、この限りでない。
- 二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。
  - イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。
  - ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下である構造の防火設備とすること。
  - ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。
  - ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したものであること。
    - (2) 次に掲げる場所に設けるものであること。
      - (i) 防火設備からの水平距離が十メートル以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所
      - (ii) 壁(天井から五十センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から六十センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために六十センチメートル以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)
      - (iii) 次に掲げる場所以外の場所
        - (イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所
        - (ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
        - (ハ) 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
      - (ニ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
      - (ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所
      - (ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(ト) 結露が発生する場所

- (3) 倉庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が5万平方メートル以上のものの当該用途に供する部分に設ける火災情報信号（火災によつて生ずる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。）を発信する煙感知器又は熱煙複合式感知器（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに設けた部分に設けるものを除く。）にあつては、煙感知器又は熱煙複合式感知器に用いる電気配線が、次の(i)又は(ii)のいずれかに定めるものであること。

(i) 煙感知器又は熱煙複合式感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの

(ii) 短絡した場合にあつても、その影響が準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二に規定する防火設備で区画された建築物の部分でその床面積が3千平方メートル以内のもの以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

- (1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの

(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの

(3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの

(i) 昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第二号及び第三号に定める基準によるもの

(ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの

ヘ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの

(2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの

ト 予備電源は、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第四号に定める基準によるものであること。

第二 令第百十二条第十八項第一号に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 第一第二号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のものうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が六十度から七十度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの

の)

(ii) 第一第二号ニ (2) (i) 及び (ii) に掲げる場所に設けるもの

(iii) 第一第二号ニ (3) に定めるもの

(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が六十度から七十度までのもの(ボイラー室等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第一第二号ニ (2) に掲げる場所に設けられたもの

(iii) 第一第二号ニ (3) に定めるもの

(4) 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一第二号ホからトまでに定めるものであること。

ハ 温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。

(3) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。

第三 令第二百二十九条の十三の二第三号に規定する令第一百十二条第十八項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第一第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

第四 令第二百二十九条の十三の二第三号に規定する令第一百十二条第十八項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第一第二号イ並びに第二第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

別記 (略)

○昭和 48 年建設省告示第 2564 号 (最終改正 令和元年 6 月 21 日)

**防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件**

建築基準法施行令第一百十二条第十八項第二号、第二百二十六条の二第二項及び第四百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第一百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備又は令第四百四十五条第一項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号に定める構造とすること。

ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物を当該防火設備が閉鎖した

際に露出しないように取り付けられたもの(シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。)とすること。

二 令百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす戸の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号に定める構造とすること。この場合において、同告示第一第一号又は第二号中「防火設備」及び「防火戸」とあるのは、「戸」と読み替えることとする。

ロ 戸の開閉する部分が当該戸の枠又は他の戸と接する部分を相じやくり、又は定規縁若しくは戸当たりを設けたもの等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、戸の取付金物を当該戸が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものとする。

三 令百二十六条の二第二項に規定する令百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三第一号又は第二号に定める構造とすること。

ロ 第一号ロに定める構造とすること。

別記 (略)

#### ○平成 12 年建設省告示第 1360 号 (最終改正 令和元年 6 月 21 日)

##### 防火設備の構造方法を定める件

建築基準法第二条第九号の二ロの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令百十四条第五項において読み替えて準用する同令百十二条第二十項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの

ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの

ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの

ニ 鉄及び網入りガラスで造られたもの

ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分(防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

四 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたものとする。

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

#### ○平成 12 年建設省告示第 1366 号 (最終改正 平成 27 年 2 月 23 日)

## 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

### ○平成 12 年建設省告示第 1369 号（最終改正 令和元年 6 月 21 日）

#### 特定防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の七第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること。

二 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ(2)(i)(一)に規定する構造とすること。

三 次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸

ロ 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー

ハ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸

ニ 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸

四 前号イ又はロに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

五 建築基準法施行令第百九条第二項に規定する防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造とすること。

六 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網とすること。

第二 第一（第五号及び第六号を除く。）に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

### ○平成 28 年国土交通省告示第 723 号（最終改正 令和元年 6 月 21 日）

#### 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを

判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より穏やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 防火扉 別表第一（略）

二 防火シャッター 別表第二（略）

三 耐火クロススクリーン 別表第三（略）

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）別表第四（略）

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 防火扉 別記第一号（略）

二 防火シャッター 別記第二号（略）

三 耐火クロススクリーン 別記第三号（略）

四 ドレンチャー等 別記第四号（略）

#### ○平成 28 年国土交通省告示第 240 号（最終改正 令和元年 6 月 21 日）

**定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件**

建築基準法施行令第十六条第一項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第一に、同条第三項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第二に、及び同項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第三に定める。

第一 建築基準法施行令第十六条第一項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を建築基準法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないものを除く。）以外のものとする。

一 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物（地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。）及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの

三 地階又は三階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第三第二号において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する二階の部分（病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が三百平方メートル以上の建築物

四 地階又は三階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上の建築物

- 五 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。）に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 六 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）、当該用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の建築物及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物
- 2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第五条の二第一項第六号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
  - 二 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
  - 三 助産所
  - 四 盲導犬訓練施設
  - 五 救護施設及び更生施設
  - 六 老人短期入所施設その他これに類するもの
  - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
  - 八 母子保健施設
  - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）
- 第二 令第十六条第三項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。
- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
  - 二 労働安全衛生法施行令第十二条第一項第六号に規定するエレベーター
  - 三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いもの
- 第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。
- 一 第一第一項各号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないものを除く。）
  - 二 病院、診療所又は第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える建築物

○平成 28 年国土交通省告示第 700 号（最終改正 平成 29 年 9 月 29 日）

**建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件**

建築基準法施行規則第六条の九第一号（同規則第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

第一（略）

第二（略）

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 二 三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 三 短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して四年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）
- 四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して七年以上の実務の経験を有する者
- 五 防火設備に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（防火設備に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して消防吏員として五年以上の実務経験を有する者
- 八 感知器に関して消防法施行規則第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者として五年以上の実務経験を有する者
- 九 感知器に関して消防法第十七条の六第二項に規定する甲種消防設備士又は乙種消防設備士として五年以上の実務経験を有する者
- 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第四（略）

○平成 28 年国土交通省告示第 701 号（最終改正 令和元年 6 月 25 日）

**登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件**

建築基準法施行規則第六条の九第五号（同規則第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

第一（略）

第二（略）

第三 登録防火設備検査員講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる講習区分及び同表の中欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。

| 講習区分 | 科目                 | 内容  |
|------|--------------------|---|
| 学科講習 | 防火設備定期検査制度<br>総論   | 防火設備の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる知識に関する事項        |
|      | 建築学概論              | 建築計画、建築構造、建築材料、建築設備、防火設備その他の建築学全般にわたる知識に関する事項 |
|      | 防火設備に関する建築<br>基準法令 | 建築基準法令中の防火設備に関する部分についての知識に関する事項               |
|      | 防火設備概論             | 防火設備についての知識に関する事項                             |
|      | 防火設備に関する維持         | 防火設備の維持保全についての知識に関する事項                        |

|      |              |   |
|------|--------------|---|
|      | 保全           |   |
|      | 防火設備定期検査業務基準 | 防火設備の定期検査の趣旨、業務内容、実施要領、判定基準、報告書作成方法その他の防火設備定期検査実務全般にわたる知識に関する事項 |
| 実技講習 | 防火設備検査方法     | 防火設備定期検査業務基準による検査の実技に関する事項                                      |

第四（略）

○平成 28 年国土交通省告示第 702 号

建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

建築基準法施行規則第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第九号の規定に基づき、講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

第一（略）

第二 登録防火設備検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（規則第六条の十八（規則第六条の二十三及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

|                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| 同等以上の知識を有する者                         | 科目            |
| 特定建築物調査員である者                         | 建築学概論         |
| 建築設備検査員である者                          | 建築学概論         |
| 昇降機等検査員である者                          | 建築学概論         |
| 建築設備士である者                            | 建築学概論         |
| 防火設備に関し専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認める者 | 国土交通大臣が指定する科目 |

第三（略）

## 2. 消防法関係

○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抄）（最終改正 平成 30 年 6 月 27 日）

（検定）

第二十一条の二 消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであつて、政令で定めるもの（以下「検定対象機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

2～4 (略)

○消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）（抄）（最終改正 平成 30 年 3 月 28 日）

（検定対象機械器具等の範囲）

**第三十七条** 法第二十一条の二第一項の政令で定める消防の用に供する機械器具等は、次に掲げるもの（法第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの、輸出されるもの（輸出されるものであることについて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の承認を受けたものに限る。）又は船舶安全法若しくは航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものを除く。）とする。

一～三 (略)

四 火災報知設備の感知器（火災によって生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）又は発信機

五 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備（総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。）に使用する中継器（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。）

六 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。（別表第三において「受信機」という。）

七～十二 (略)

### 3. 官公法関係

○官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（抄）（最終改正 平成 28 年 5 月 20 日）

（国家機関の建築物の点検）

**第十二条** 各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2 各省各庁の長は、その所管に属する建築物で前項の政令で定めるものの昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第十二条第三項に規定する建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 38 号）（抄）（最終改正 令和元年 6 月 20 日）

（定期点検）

**第一条** 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 建築基準法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

**第二条** 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十

分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 建築基準法第十八条第十八項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。